

令和5年度かわさき基準(KIS)認証福祉製品 公募要領



概要

対象製品

介護保険の対象となる**福祉用具**、障害者総合支援法に基づく**補装具・日常生活用具、共用品、ユニバーサルデザイン製品、自助具、介護・介助支援機器**など

対象企業

※いずれか1つに当てはまること

- ①川崎市内に事業所等の拠点をもち、当該製品の開発や製造を行う企業
- ②川崎市内に拠点をもち、当該製品の販売を行う企業
- ③川崎市内への拠点の立地を具体的に検討している川崎市外の企業
- ④川崎市内に拠点をもち、共同で製品の開発を（予定）している川崎市外の企業

公募期間

令和5年6月1日（木）～令和5年7月31日（月）

申込方法

下記URLをご確認の上、申請書類を提出先にアップロードし、ご提出ください。
<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000151135.html>

申請書類

- 申請書（様式1）
- 基本情報・審査情報シート
- 製品カタログ又はパンフレット
- 取扱説明書又はこれに代わるもの
- 会社案内又はこれに代わるもの
- 生産物賠償責任保険の証明書（写）又はそれに類するもの
- JIS、ISO、SG、CEなどの認証がある場合は、その証明書（写）
- 公的試験場で安全基準に関する検査を実施している場合はその書類（写）
- モニター評価を実施している場合、その結果が分かる資料
- 提出物チェックリスト

かわさき基準（KIS）認証のメリット

①川崎市HP・パンフレットへの掲載、紹介動画公開により製品の認知度向上に向けた普及・広報支援を受けることができる。

②「川崎市福祉製品導入促進補助金」の助成対象製品となるため、市内施設への導入が促進される。

③市主催の展示会への出展機会があり、来場者として想定される福祉関係者の認知度向上に繋がる。

年間スケジュール



詳細

第一次審査について

申請書類に基づき、有識者からの意見聴取、庁内審査を経て、第一次審査通過製品が決定します。

第二次審査について

① ウェルテック(※)評価

製品の安全性・性能等の検証評価 (定量評価)

(※)「Kawasaki Welfare Technology Lab」(略称ウェルテック)は、川崎市・東京工業大学・産業技術総合研究所の三者が共同で運営する福祉製品等の開発支援施設です。ウェルテックは高齢者施設等を模した模擬環境ラボとなっており、科学的知見に基づき、製品を使用した際の生活行動分析を通じた製品の安全性・性能等の検証を実施し、企業に検証結果のフィードバックをすることが可能です。

② モニター評価

福祉施設等において高齢者・障害当事者、介護者が、製品を使用し、感じた効果・効能等をアンケート形式で評価。(定性評価)

上記、2種の評価結果に基づき、有識者からの意見聴取、庁内審査を経て、認証製品が決定します。

認証製品決定について

認証製品は、川崎市HP等において発表することに加え、令和6年3月に開催予定の「ウェルフェアイノベーションフォーラム2024・令和5年度かわさき基準認証式」において公開、表彰いたします。

申請等に関する お問合せ先

株式会社NTTデータ経営研究所
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル9階
(TEL)03-6261-4629
(MAIL) kawasaki-wi@nttdata-strategy.com

市HP



事業の趣旨に関する お問合せ先

川崎市役所経済労働局イノベーション推進部 成長産業担当
〒210-0007
神奈川県川崎市川崎区駅前本町1-1-2 川崎フロンティアビル10階
(TEL)044-200-3226
(MAIL)28innova@city.kawasaki.jp

目次

ページ番号

1	はじめに	1
	目的・8つの理念	
2	募集対象製品	2
3	募集対象者	3
	申請にあたっての注意	
4	審査の視点	4
5	審査の流れ	
6	Q&A	5
7	基本情報・審査情報	6~10
	シート記入例	

1 はじめに

川崎市は人の自立を支援することを目的に独自に定めた8つの理念で構成された「かわさき基準（KIS）」に基づき優れた福祉製品等の認証を行っています。

平成20年度から始まった「かわさき基準（KIS）」認証事業は、令和4年度までの15年間で合計285製品を認証いたしました。

令和3年度に「Kawasaki Welfare Technology Lab」（ウェルテック）を開設し、認証審査の過程で一部製品に対し、ウェルテックにおける安全性・性能等評価を実施する等、福祉施設等におけるモニター評価を組み合わせることで、かわさき基準の理念への適合や、製品・サービスの機能等の有効性を多角的に評価しています。

令和5年度におきましても、川崎市内企業等を中心に対象として優れた福祉製品等の募集を行いますので、本公募要領に従ってご応募ください。

※本公募要領は、本事業の目的、概要、対象製品・サービス、応募資格、応募方法及びその他留意点を記載しています。

(1) 目的

「自立支援」を中心とした8つの理念により構成された優れた福祉製品を認証し、認証福祉製品の活用・普及促進による新たなライフスタイル・ワークスタイルの確立を推進するなど、人の生活全般を豊かにする新たな産業の振興を通じ、市内産業の活性化を図る。

(2) 8つの理念

人格・尊厳の尊重	ニーズの総合的把握	利用者意見の反映	自己決定
活動能力の活性化	利用しやすさ	安全・安心	ノーマライゼーション

理念	概要
人格・尊厳の尊重	利用者の人格や尊厳が尊重されていること
ニーズの総合的把握	利用者の心理的・身体的・社会的ニーズを総合的に捉えていること
利用者意見の反映	福祉製品の開発過程に利用者が参加し、その意見が反映されており、利用者が利用したくなるような福祉製品であること
自己決定	サービスの提供過程において、十分な説明と理解がなされ、利用者本人の自己決定に基づいて行われるよう配慮されていること
活動能力の活性化	利用者の残存能力を引き出し、心理的・身体的・社会的活動能力が活性化されるように配慮されていること
利用しやすさ	必要なサービス・相談・アフターフォローが利用者の身近なところで速やかに提供されていること
安全・安心	サービスの提供過程において、安全・安心が保障されていること
ノーマライゼーション	できる限り住み慣れた環境で社会生活を営むことができるように配慮されていること

2 募集対象製品

1社につき申請可能な製品数は2つまでです

①～④全てに当てはまり、かつア～ウのいずれかに当てはまるもの

- ① 生活場面において活用することで利用者の自立支援を促進することができる製品
- ② 令和5年6月1日（木）までに販売開始し市場に導入されている製品
- ③ 令和5年6月1日（木）までに日本での販売実績がある製品
- ④ 令和6年3月中旬に「令和5年度かわさき基準認証福祉製品」として公表でき、かつ公開展示できるもの。

ア

介護保険における
福祉用具、障害者総合支援法に基づく補装具・日常生活用具

イ

共用品・ユニバーサルデザイン製品

ウ

自助具、介護・介助支援機器

川崎市外企業の申請製品は介護ロボットの重点6分野（※）に該当する必要があります。

重点6分野とは「移動支援・移乗支援・入浴支援・排泄支援・見守り（コミュニケーション）支援・介護業務支援

【注意事項（以下のものは対象外）】 ※申請製品が対象外となる場合があるため、個別にご相談ください。

- 健康増進のみを目的とする製品で、利用者本人や介護者への検証結果のフィードバックが困難なもの。例）マッサージ機・健康食品等
- モニター評価等が困難なもの
- 付属品や独立していないもの 例）部品
- 使用場面が理学療法士や作業療法士等のリハビリテーション職が提供するリハビリテーションに限定される製品（一定の資格・知見を有していなければ使用できない製品等）
- 医薬品医療機器等法における医療機器

参考

※提出書類（基本情報・審査情報シート）の下記審査項目において、審査項目ごとに示すア～ケなどのいずれかを選択し、または、ア～ケなどの記載を参考に、問に対する回答を新たに作成していただく必要があります。

2.（1）②想定する利用場面【活動シーン】

- ア 移動・移乗
- イ 入浴
- ウ 排泄
- エ 更衣・整容
- オ 食事
- カ 睡眠
- キ コミュニケーション
- ク 姿勢保持
- ケ その他の動作・認知

2.（1）③想定する利用者

- ア 加齢による身体機能低下
- イ 加齢による認知機能低下
- ウ 四肢等の身体障害（片麻痺、全麻痺（脊損・頸損など）、ALS、リウマチ、その他）
- エ 視覚障害・聴覚障害・言語障害
- オ 内部障害（内臓機能疾患）
- カ 知的障害・発達障害・精神障害

2.（1）④想定する利用場所

- ア 高齢者施設（通所リハ、短期入所、在宅・訪問型、老人ホーム・特養、その他）
- イ 障害者支援施設（通所、入所、その他）
- ウ 利用者の自宅
- エ 屋外
- オ その他

2.（3）⑭提案する社会的価値

- ア 本人の自立支援を促す新たな在宅ケアモデルの構築
- イ 施設や家庭内等での介護者・介助者負担の軽減
- ウ ダイバーシティの社会の実現

3 募集対象者

かわさき基準の理念に該当する福祉製品を製造・販売している国内の会社であり、①～④のいずれかに該当する企業が対象となります。

- ① **川崎市内に事業所等の拠点をもち、当該製品の開発や製造を行う企業**
- ② **川崎市内に拠点をもち、当該製品の販売を行う企業**
- ③ **川崎市内への拠点の立地を具体的に検討している川崎市外の企業（※1）**
- ④ **川崎市内に拠点をもち、共同で製品の開発を（予定）している川崎市外の企業（※2）**

注意事項

（※1）

立地の具体的な検討については、認証期間の令和5年度からの3年間で明確な進展がみられる等の展望がある場合を想定しています。（申請後検討等は対象外です。）

（※2）

共同での製品開発とは、技術分野での連携等による開発を想定しており、市内施設でのモニター評価等は含みません。例えば申請製品のために市内企業が独自技術を用いた製品を開発し、製品の一部となっている場合等が該当します。

（その他）

※海外で製造された製品の場合は、国内代理店からの申請を受け付けます。（海外事業者から直接の申請はできません。）

※NPO法人、任意団体、個人事業主等が福祉製品を製造・販売している場合についても代理店からの申請を受け付けます。（NPO法人等から直接の申請はできません。）

申請にあたっての注意

（1）費用負担について

申請費用は無料ですが、デモ機の提出に要する費用や、通信費等、審査に要する費用、かわさき基準認証式等における展示に要する費用等は申請者負担となります。

（2）情報公開について

認証された製品に関して申請者から提供された情報（製品画像、製品PR、販売価格等）のうち公開を想定したものについては、かわさき基準認証事業の広報のために使用いたします。また、認証審査終了後に、認証福祉製品について、「総合評価」をウェブサイトにて公開します。なお、申請者から提供された情報（製品画像、製品PR、販売価格等）及びその審査内容については、認証に至らなかった製品を含め、当該製品の申請者以外からの開示請求には一切応じません。

（3）守秘義務について

川崎市及び認証審査等の業務に係る関係者は、申請者に関する非公開情報や審査を通じて得られた秘密情報について、守秘義務を負います。

（4）申請者の責任に帰する事項

申請製品に関する知的財産権、品質、性能、安全性等の要件やその販売に関して生じた問題の責任については、申請者が負うものとし、川崎市はその一切の責任を負いません。

また、かわさき基準の申請により、生じた紛争についても、川崎市ではその一切の責任を負いません。

（5）認証の取り消し ～下記のような事実が判明した場合、川崎市は認証を取り消すことができます。～

- ① 認証福祉製品が、認証基準に適合しなくなったとき
- ② 認証事業者の申請に係る不誠実行為が判明したとき
- ③ 認証事業者が認証マークを不正使用したとき
- ④ 認証事業者が事業活動を中止したとき
- ⑤ 認証事業者が、公序良俗に反し、又はその恐れがあると認められるとき

（6）認証期間について

認証期間は3年間です。更新時に審査を実施し、更新を決定します。

4 審査の視点

以下の4つの視点で審査を実施

基本的視点

- ①かわさき基準の理念に適合しているか
- ②製品の活用による将来的な福祉課題への対応に具体性があるか

産業的視点

具体的な福祉課題に新技術や既存の技術をどのように対応させ課題を解決しているか

社会的視点

モノ（製品）の活用により、「新たな在宅ケアモデルの構築」、「介護者・介助者負担の軽減」、「ダイバーシティ社会（※）の実現」のいずれかに該当する新たな社会モデルの構築に向けて価値の提案を行っているか。
（※）障害の有無に関わらず活躍できる社会

新規的視点

利用者のニーズを捉え、潜在化していた価値を新しい価値として生み出しているか

5 審査の流れ

8月～9月

第一次審査

申請書類及び デモ機等の審査

外部有識者による懇談会及び庁内審査会で審査を実施し、二次審査に進む製品を決定

【注意事項】

- ①申請後、市と調整の上デモ機をご提出いただけます。（大型の製品等、提出が難しい場合は事前にご相談ください。）
- ※1 モニター評価先選定時の体験展示に使用させていただきます場合がございます。ご了承ください。
- ※2 認証された場合、令和6年3月開催予定の認証式会場で展示していただく可能性がございます。ご了承ください。
- ②デモ機はモニター期間を通じて最長で令和6年2月末までお借りする可能性があります。ただし、早期で返却をご希望の場合は、ご相談ください。
- ③消耗品は返却出来かねますのでご了承ください。
- ④製品の提出・返却に要する費用は全て申請者負担となります。

10月～2月

第二次審査

ウエルテック評価と モニター評価の実施

ウエルテックにおける製品の安全性・性能等の検証実施に加え、川崎市内の福祉施設等において高齢の方、障害をお持ちの方、介護者の目線でモニター評価を実施し、結果を踏まえ懇談会及び庁内審査会において審査を実施。

【注意事項】

- ①一次審査時提出のデモ機を活用し、ウエルテック評価を行います。※評価が出来かねる製品はモニター評価のみ実施
- ②モニター評価は原則3～5施設で行います。そのため最低3台を最長で令和6年2月末までご用意いただく必要がございますのでご了承ください。
- ③モニター評価開始前に申請者と評価先で「覚書」を締結します。「覚書」の様式について申請時に必ずご確認ください。原則指定の様式で実施させていただきます。

3月

認証決定

認証製品発表 認証式の開催

認証製品は川崎市HP等で公開し、認証式で表彰を行います。またフィードバック会において認証可否に関わらず、評価結果の講評を行います。

【注意事項】

※なお認証企業は必要な手続きを踏むことで、KISのロゴマークデータを広報等に使用することができます。

6 Q&A

申請について

Q 応募締切日までに予約販売が開始されていれば申請できるか。

A 応募締切日までに申請製品が市場に流通している必要があるため、申請対象外です。

Q 開発中の製品は申請できるか。

A 応募締切日までに販売を開始し市場に流通していることかつ日本での販売実績がある製品が条件となります。

Q 自社の製品が募集対象製品に該当するか判断できない。

A 判断に迷った際は事前に事務局にご相談ください。

Q 事業所等の拠点がある場合とは、具体的にどのような場合か。

A 製造拠点、営業拠点等、事業所の種別は問いません。なお必ずしも本社が川崎市内に立地している必要はありません。

Q 製品の販売を行う企業が申請した場合、メーカーは登録されないか。

A 対象製品を取り扱う川崎市内の販売代理店が申請し、製品が認証された場合、申請者である販売代理店が認証事業者として登録されます。そのため市のHPやパンフレットにおける掲載も同様となりますのでご了承ください。

Q 川崎市内に拠点の立地を検討している場合とは具体的にどのような場合か。

A 具体的な定めはありませんが、申請時から3年以内に事業所等を設置する計画が明確化している等、拠点形成について貴社内で具体的に話が進展しており、オーソライズが取れている等の状態であることが望ましいです。申請書の記載例に基づき、ご記入ください。

Q 共同で製品の開発を（予定）している場合とは具体的にどのような場合か。

A 開発に際し技術的な協業をしている場合を指します。例えば製品が作動するためのプログラムの開発、製品デザインの製作、当該製品独自の部品の製造などが挙げられます。「川崎市内の福祉施設等で実証し、専門職等から意見をもらった。」等の定性的な評価に関する協力は対象外となります。

Q デモ機の提出に関して、具体的にどれくらいの期間貸し出しを行う必要があるか。（※大型製品は別途ご相談）

A 申請受理後、8月頃に事務局と調整の上、ご提出いただき、原則審査が終了する2月末までお貸し出しいただきます。（第一次審査通過が叶わなかった場合、9月～10月頃速やかに返却いたします。）

具体的には有識者等による懇談会や庁内審査会、ウェルテック評価において使用いたします。

モニター評価で複数施設等に貸し出しする機器は別に最低3台（目安：3～5台）ご用意いただく必要があります。モニター評価用の機器についてもモニター評価を開始する10月頃から終了する2月頃まで貸し出しいただくため、在庫の確保をお願いいたします。必要台数の機器が用意できない場合、審査を出来かねる場合がございますのでご注意ください。

モニター評価について

Q モニター評価の流れについて知りたい。

A

申請書の内容に基づき、
市が実施先を決定

申請者と実施先で
「覚書」を締結

申請者は実施先に製品を
搬入（もしくは郵送）し、
使用方法の説明を実施

約1～2か月間
評価を実施

評価終了後、製品を搬出
（もしくは郵送）

※デモ機の貸出について、通常の機能を確認するために実機以外に必要な機器がある場合、原則ご用意をお願いいたします。

（例）スマートフォンやWi-Fiなど、見守りセンサー等で検知した情報を受信する電子機器

Q 覚書とは何か。

A 製品を使用する際、利用者の身の安全を確認するものとなっております。申請者と実施先で締結していただきます。原則、市が指定する様式で締結していただきます。※参考資料参照

Q モニター評価実施先に結果をヒアリングできるか。

A かわさき基準の審査期間中に評価結果をヒアリングする行為はご遠慮いただいております。ただし認証結果が公表された後のヒアリングを制限するものではありません。

Q モニター評価期間中に生じたトラブルの対応について

A 実施先から事務局に連絡が入った後、申請者に対応をお願いする場合がございます。速やかな評価の実施にご協力をお願いいたします。

7 基本情報・審査情報シート 記入例

※別紙記入例もご参照ください。

① 基本情報 ア 製品の概況

※公開情報には【公開】マークを入れています。

(ア) 仕様 (300字以内) 【公開】

寸法 (縦×横×高さ)、重量、面積や製品を特徴付ける素材、製品利用に必要な電力量など仕様に関する事項を300字以内で記載してください。

(イ) 販売開始年月 【公開】

販売開始年月を和暦で記載してください。例) 令和5年4月

(ウ) 販売状況 (非公開)

昨年度 (直近の年度) 販売数、累積販売数、主な販売先 (在宅、施設種別) を記載してください。

(エ) 販売目標 (100字以内) (非公開)

認証後 (令和6年度) の目標販売数を記載してください。なお、販売目標は、認証更新の審査時 (3年後) の参考とさせていただきます。

(オ) 販売対象地域 【公開】

「国内のみ」・「国内・海外」を選択してください。

※ 国内での販売を必須とし、海外を販売対象としている場合は、国内・海外共通仕様の場合のみ対象とします。

(カ) 販売価格 (希望小売価格) 【公開】

販売価格 (希望小売価格) を税抜価格で記載し、消費税の有無を記載してください。

例) 10,000円 (非課税)

10,000円 (税抜価格)

※公開する販売価格 (希望小売価格) をオープン価格 (価格要問合せ) 等とする場合は併せて、「一般的な販売価格」を記載してください。「一般的な販売価格」は、モニター評価及び懇談会の審査に使用しますが、HP等では非公開となります。

※介護保険法に基づく福祉用具貸与の対象となる場合には、テクノイド協会のホームページで公開されている最頻価格及び平均価格をそれぞれ記載してください。

(キ) 製品の利用条件 (100字以内) 【公開】

利用方法や場面、利用者制限 (身長・体重・可動域等) の有無、インターネット環境や電源の有無等の条件を記載してください。

※ モニター評価 (二次審査) の参考になりますので、具体的に記載してください。

イ 審査用画像・資料/公開用画像

(ア) 審査用画像 (非公開)

- ・写真1 : メイン画像 (JPEG画像)
- ・写真2 : 製品を使用している状況が分かる画像 (JPEG画像)
- ・写真3 : 技術を応用したポイントを表す画像 (JPEG画像)
- ・その他 : 認証審査時に確認して欲しい補足資料等 (JPEG画像またはPDFファイル)

※ 画像は、JPEG形式RGBカラー、500×350ピクセル相当以上としてください。

※ 画像のファイルサイズは1メガバイト程度としてください。

※ 登録画像のファイル名は半角英数字とし、拡張子 (「.jpg」) を必ずつけてください。

(イ) 公開用画像 【公開】

- ・写真1 : ウェブ公開用画像
- ・写真2 : 展示体験会チラシ及びかわさき基準認証福祉製品パンフレット掲載画像
- ・その他 : ウェブ開発・販売チームの写真など

※ 画像は、JPEG形式RGBカラー、解像度350dpi (縦横位置問わず、長辺190mm程度) としてください。

※ 認証時のウェブサイト公開写真は、必要に応じてリサイズして使用します。

※ 登録画像のファイル名は半角英数字とし、拡張子 (「.jpg」) を必ずつけてください。

② 審査情報

審査に関する事項について記載する項目です。

ア 製品の概要

(ア) 製品概要 (300字以内) 【公開】

製品の概要について、一般の方にも分かるよう、簡潔明瞭に記載してください。

(イ) 想定する利用場面

● 想定する利用場面【活動シーン】 【公開】

想定する利用場面を「移動・移乗」、「入浴」、「排泄」、「更衣・整容」、「食事」、「睡眠」、「コミュニケーション」、「姿勢保持」、「その他」から選択してください。

● 想定する利用場面【環境】 【公開】

想定する利用場面を「在宅」、「施設」、「在宅と施設の両方」から選択してください。

● 補足事項 (80字以内) 【公開】

想定する利用場面【活動シーン】及び【環境】で、補足する内容があれば80字以内で記載してください。

(ウ) 想定する利用者 (50字以内) 【公開】

想定する利用者を50字以内 (複数可) で簡潔に記載してください。

【記載例】

- ・加齢により身体機能、認知機能が低下された方
- ・四肢等の身体障害 (片麻痺、全麻痺 (脊損・頸損など)、ALS) のある方
- ・視覚障害、聴覚障害、言語障害、内部障害 (内臓機能疾患) のある方
- ・認知症の初期～中期の方、認知症で徘徊症状のある方
- ・要支援・要支援未満の比較的活動意欲のある方
- ・耳が聞こえにくくなってきたが補聴器を使用していない方
- ・遠距離に住む家族の見守りを必要としている方、日中独居で暮らしている方
- ・腰痛に悩みのある介助・介護者

(エ) 想定する利用場所 (50字以内) 【公開】

想定する利用場所を50字以内 (複数可) で簡潔に記載してください。

【記載例】

- ・高齢者施設 (特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、グループホーム等)
- ・通所系高齢者施設 (デイサービス事業所等)
- ・障害者施設 (通所・入所)
- ・在宅 (インターネットの環境のある屋内)
- ・屋外

イ 製品の詳細

(ア) 開発の背景 (200字以内) 【公開】

製品開発・販売を始めるまでの市場動向や社会背景、開発・販売を始めたきっかけについて200字以内で記載してください。

(イ) 企画・開発・販売の意義 (200字以内) 【公開】

製品の企画・開発・販売によって、ユーザーや社会に対して新たに提案・提供しようとした価値や、その提案・提供によって得ようとした効果について記載してください。

(ウ) 創意工夫 (200字以内) 【公開】

製品の企画・開発において、新技術や既存の技術を応用した点など創意工夫を行った事項について記載してください。

(エ) 社会へのメッセージ (300字以内) 【公開】

具体的に社会に対して提案・提供している価値やその提案によって得られる効果などを300字以内で記載してください。

(オ) 事故の発生状況 (100字以内) (非公開)

申請製品について、事故が発生したことがある場合は、その件数及び事故の内容を100字以内で具体的に記載してください。なお、事故の発生した実績がない場合は、「事故の発生した実績はありません。」と記載してください。

③ かわさき基準の理念との適合（全て非公開）

ア 理念1：人格尊厳の尊重

(ア) 利用者の人格、人権等に配慮した点

利用者の人格や尊厳に配慮した点、ライフサイクル（日常生活）に対して配慮した点を200字以内で記載してください。

【記載例】

- ・利用者が恥ずかしさを感じたり、使用を躊躇するようなことがないように製品に●●●の要素を追加した。
- ・利用者の日常生活のパターンを壊さないように●●●ができるように配慮した。

イ 理念2：ニーズの総合的把握

(ア) 把握した利用者ニーズ

製品開発において、把握した利用者ニーズを50字以内で簡潔に記載してください。

※ 3つまで記載できます。

【記載例】

- ・障害があっても「前向きな気持ちで外出したい」という心理的ニーズ
- ・下肢障害があっても「自分で移動したい」という機能性に関する身体的ニーズ
- ・地震や火災などのもしもの時に「防災にも活用できる」という社会的ニーズ

(イ) ニーズを製品に反映した点

把握した利用者ニーズを製品のどの部分（機能）に反映させたかを150字以内で簡潔に記載してください。

【記載例】

- ・利用者の「前向きな気持ちで外出したい」という心理的ニーズを製品のスタイリッシュなデザイン性に反映させた。
- ・「自分で移動したい」というニーズを製品の●●●という構造に反映させた。

(ウ) 環境負荷の低減に配慮した点

製造から廃棄までの製品のライフサイクルにおいて、環境負荷の低減に配慮した点があれば100字以内で記載してください（ある場合のみ）。

【記載例】

- ・環境負荷の低減に寄与するため、リユース（再利用）やリサイクルが容易な●●●●という素材を使用している。

ウ 理念3：利用者意見の反映

(ア) モニター評価を実施したことの有無

モニター評価を実施したことの「有」、「無」を選択してください。

※ 「有」を選択する場合には、必ずその結果が分かる資料を提出してください。また、続けて（イ）の項目を記載してください。提出できる資料がない場合は、「無」を選択してください。

(イ) 実施したモニター評価の内容

モニター評価の内容（いつ、どこで、誰に）を100字以内で簡潔に記載してください。

【記載例】

- ・令和4年5月に特別養護老人ホーム●●の入居者〇〇人に対してモニター評価を実施した。（詳細は別添資料参照）

(ウ) 専門家評価実施の有無

専門家評価実施の「有」、「無」を選択してください。

※ 「有」を選択する場合には、必ずその結果が分かる資料を提出してください。

提出できる資料がない場合は、「無」を選択してください。

(エ) モニター評価及び専門家評価の公表の有無
モニター評価及び専門家評価の公表「有」、「無」を選択してください。
※ 「有」を選択する場合には、必ずそのことが分かる資料を提出してください。
提出できる資料がない場合は、「無」を選択してください。

【資料例】

- ・HPの該当部分のコピー（自社のHPで公表している場合）
- ・チラシ等
- ・論文等の該当部分

(オ) モニター評価や専門家意見を製品に反映させた点
モニター評価での利用者意見や専門家の意見を製品に反映させた点を200字以内で記載してください。

【記載例】

- ・モニター評価での「持ち運び（重量）に対して課題がある」との利用者意見に対し、〇〇kgから〇〇kgへ軽量化することで製品に反映した。

エ 理念4：自己決定

(ア) 情報提供において配慮した点
HP、パンフレット等において、製品に関する情報を容易に入手できるように配慮した点を150字以内で記載してください。

【記載例】

- ・自社のHPにおいて、製品の使用方法や着用方法を分かりやすく動画で説明することで、利用者が製品を購入しやすくなるように配慮した。

(イ) 使用、修理において配慮した点
使用方法、修理の問合せ等で配慮した点を100字以内で記載してください。

【記載例】

- ・WEBページや取扱説明書で問合せ先を明記するとともにQAを掲載することで、利用者が製品の使用方法や修理等の問合せを容易に行えるように配慮した。

オ 理念5：活動能力の活性化

(ア) 製品を使用することで期待される効果や効能
製品を使用することで期待される効果や効能を80字以内で記載してください。
※ 簡潔かつ具体的に記載してください。※ 最大5つまで記載することができます。

【記載例】

- ・洗練されたデザイン性で外出が楽しくなる。
- ・下肢障害のある方でも自然と自分の足が動くことを体感できる。
- ・簡単に着脱できることで、介護職員の負担にならない。
- ・全く違和感なく着用できる。
- ・オムツ等の消費財が減少する。
- ・背上げの際の圧迫感や体のずり落ちを軽減できる。
- ・日常生活の不便さが解消され、利用者のQOLが減少する。
- ・コンテンツ内容が充実しており、利用者が自発的に参加したくなる。

(イ) 製品の新規性（既存の類似製品にはない特徴）
既存の類似製品にはない特徴（製品の機能、デザイン、価格等）を具体的に類似製品と対比した上で、200字以内で記載してください。

【記載例】

- ・既存の類似製品には類をみない●●を製品の機能に追加しており、利用者がより快適なリクライニング姿勢をとることができる
- ・既存の類似製品は100,000円程度の価格設定であるところ、約半額の50,000円で提供しており、「販売価格」に新規性がある。

(ウ) 提案する社会的価値
モノ（製品）の活用により提案する社会的価値を「新たな在宅ケアモデルの構築」、
「介護者・介助者負担の軽減」、「ダイバーシティ社会の実現」から選択してください。

カ 理念6：利用しやすさ

購入のしやすさ（販売価格等）において配慮した点
製品が身近なところで速やかに提供されるように配慮した点について200字以内で
記載してください。

【記載例】

・製品の市場性を確保し、利用者が購入・補修が安価で行うことができるように
利用者が購入しやすい価格で提供することで、経済性に配慮した。

キ 理念7：安全・安心

安全性に関して配慮した点
製品利用に際して、安全性や機能性の確保に関して配慮した点を200字以内で記載
してください。また、生産物賠償責任保険に加入している場合は証明書（写）等を併
せて提出してください。

【記載例】

・長期的（反復的）な使用や想定しにくい使用の場合にも安全性が担保できる
ように●●●の素材を使用する工夫を行った。

ク 理念8：ノーマライゼーション

製品利用を通じて、できる限り住み慣れた環境で社会生活を営むことができるよう配慮
した点を200字以内で記載してください。

【記載例】

・製品の機能に●●●を追加することで、自宅や施設などの生活環境で、自立し
た暮らしを送れるように配慮した。